

不祥事防止

○不祥事防止委員会設置について

- 〈目 的〉
- ・教職員の高い倫理観や規範意識の維持向上を図る。
 - ・学校として不祥事を起こさない体制の確立を図る。

○不祥事防止委員会の構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・女性教諭・学年主任

○活動内容

- (1) 学校の課題に対応した研修の企画・実施
- (2) 生徒の状況を把握するためのアンケートの実施
- (3) 不祥事防止に向けた注意喚起及び意識の啓発
- (4) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (5) 教職員同士の円滑なコミュニケーションづくりのための活動
- (6) P T Aとの意見交換

○不祥事根絶のための校内研修

- (1) 年度初めの服務研修
広島県教育委員会「懲戒処分の指針」および「教職員の不祥事防止のためのチェックリスト」を活用した研修
- (2) 長期休業前の服務研修
休業中の服務の確認・諸届の確認
交通事故防止等の確認
- (3) 新聞事例・県教委記者会見資料の活用

○校内研修の改善

- (1) 校内研修を次のように計画し、年間予定の中に位置づける。
- (2) 研修内容をあらかじめ提示しておき、担当学年が自分たちで研修を進めるようにする。

〈研修予定及び担当〉

実施時期	内 容	担 当
5月	体罰	3学年
7月	セクハラ	1学年
7月	個人情報管理	2学年
8月	業務改善	総 務
10月	交通事故	3学年
12月	飲酒運転	2学年
1月	健康管理	1学年

- (3) 新聞記事・県の記者会見資料等の周知を、管理職が一方的に行っていたが、今後は不祥事防止委員が持ち回りで行う。